

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修ができるよう受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習を支援するため、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領」（平成22年7月20日伺定。）に基づき、受入施設が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
 - (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (8) 事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
 - (9) その他規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第8号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年度の予算に係る外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成23年度の予算に係る外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年度の予算に係る外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成25年度の予算に係る外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年度の予算に係る外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年度の予算に係る外国人介護福祉士候補者受入施設学習

支援事業費補助金から適用する。

別表

補助対象経費	補助率
受入施設が外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業を実施するのに要する次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、入学金、受講料、備品購入費、諸手当	10／10以内 ただし、補助上限額は以下のとおりとする。 （1）日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費 候補者1人あたり 150千円 ただし、年度途中から就労を開始する者や帰国等する者については、就労実態に応じて補助額を月割り等すること。 （2）喀痰吸引等研修の受講料 候補者1人あたり 75千円 （3）諸手当 1受入施設あたり 60千円

第1号様式（第3条関係）

年度外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
法人名
代表者名
施設名

年度において、下記のとおり外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類
- (4) 誓約書（事業認定申請で提出済みの場合は不要）

担当者：

連絡先：

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

1 研修日程及び研修内容

研修名	研修日程	研修の内容	
		受入候補者人数	

2 研修に要する経費 (単位:円)

研修名	補助対象経費	経費の内訳

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 收入

(単位：円)

項 目	予 算 額	内 訳
県補助金		
計		

2 支出

(単位：円)

[illegible]

第4号様式（第4条関係）

年度外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
法人名
代表者名
施設名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業について、下記のとおり変更したい
ので承認されるよう、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付要
綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較
対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

担当者：
連絡先：

第 5 号様式（第 4 条関係）

年度外国人介護福祉士候補者受入施設学習
支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法人名
代表者名
施設名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税
額が確定したので、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付要綱
第 4 条第 1 項第 7 号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | |
| | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | |
| | 金 | 円 |

注 1 別紙を添付すること。
2 その他参考となる書類
消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付す
ること。

担当者：
連絡先：

別紙

年度外国人介護福祉士候補者受入施設学習
支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額 及び地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等 仕入控除税額 (A×B)	備 考
円		円	

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第6号様式（第5条関係）

年度外国人介護福祉士候補者受入施設
学習支援事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年
度外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金については、下記のとおり
交付することに決定したので、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助
金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）
をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その
承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ
た場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金） 出
納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は補助事業が完了した日の属す
る年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、 第
9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除
税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、 第
10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申
告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額
（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに知事に
報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) 事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下
同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (9) その他、大分県補助金等交付規則、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支
援事業実施要領及び外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交
付要綱の定めに従うこと。
- (10) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微
な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

第 7 号様式（第 8 条関係）

年度外国人介護福祉士候補者受入施設
学習支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法人名
代表者名
施設名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金 円を精算払
（概算払）の方法により交付されるよう、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援
事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了) 年月日	備 考
円	円	円	円		

担当者：
連絡先：

第8号様式（第9条関係）

年度外国人介護福祉士候補者受入施設
学習支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法人名
代表者名
施設名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業について、下記のとおり実施したの
で、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に
より、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

担当者：
連絡先：

第9号様式（第9条関係）

事業実績書

1 研修日程及び研修内容

研修名	研修日程	研修の内容	
		受入候補者人数	

2 研修に要した経費 (単位:円)

研修名	補助対象経費	経費の内訳

第10号様式（第9条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入 (単位：円)

項 目	精算額	予算額	増 減	備考
県補助金				
計				

2 支 出 (単位：円)

項 目	精算額	予算額	増 減	備考
計				

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

年度外国人介護福祉士候補者受入施設
学習支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度外
国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実績報告書に基づき、 年 月
日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額
円については、金 円に確定したので、外国人介護福祉士候補者
受入施設学習支援事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。